

○保護取扱に関する訓令について

昭和35年7月1日

広防第1623号

改正 昭和44年8月広務第1395号

平成4年7月広警務第675号

平成6年9月広警務第740号

平成19年6月広留管第463号

平成21年11月広生企第1234号

平成22年3月広生企第340号

平成27年2月広生総第229号

令和2年5月7日

令和4年3月31日

各部課室隊長

警察学校長

各警察署長

このたび警察官職務執行法に基づく保護等の取り扱いの手続き、方法等基本的事項を別添「保護取扱に関する訓令」のとおり定めたので、次の諸点に留意の上、保護等の取り扱いについて運用上遺憾のないようにされたい。

なお、この訓令の施行に伴い、「保護について」（昭和30年広防第6672号警察本部長通達）は廃止する。

第1 訓令制定の趣旨

警察官職務執行法の規定に基づく保護等の取り扱いについては、細心の注意を払い、適正な運営に努められているところであるが、基本的人権にかかわる問題でもあるので、取り扱いの手続き方法、施設等の基本的事項について、その基準となるべきものを定めたものである。

第2 一般的注意事項

保護等が適正に行なわれているかどうかは、個々の警察官が具体的な対象に直面した場合の判断およびその場における取り扱いのいかんによつて左右されるものであるから、単に法令等の教養のみに終ることなく、事例をあげて具体的に取り扱いの要領を体得するよう教養すること。

第3 条章ごとの留意事項

## 1 総則（第1章）

- (1) 保護を要するものであるかどうかの判断は、直接人権にかかわる問題であるから、的確に行なわなければならない。しかし、従来泥酔者については、やや、やすきについていたきらいがないでもないので、いやしくも保護を要すると判断した場合には、その者の生命、身体等の保護のため誠意をもつてあたるように配慮すること。（第2条）
- (2) 保護主任者には、原則として保護を主管する警部以上の者を充てることが適当であるが、その者が事実上捜査指揮等に従事することの多い刑事担当署長補佐であり、その下に警部補の生活安全係長等の配置があり、その者に処理させることが適切であると認められるときは、この者を保護主任者にすることも考慮すること。（第3条第2項）
- (3) 保護は、警察署長（以下「署長」という。）の統一的な指導監督の下に適切に行われることが最も必要であるので、原則としては、分庁舎又は交番で、警察署において行うと同様の保護の取り扱いを行うことは、問題であるが、警察署との距離、地勢及び交通機関の関係等の署情からして、特に分庁舎又は警部若しくは警部補を長とする交番においても、保護の取り扱いを行う必要がある場合は、これらの部署の警部又は警部補を保護主任者として、保護の取り扱いができるよう配慮したこと。（第3条第3項）
- (4) 署長は、訓令に定める事項を適正かつ確実に行うために、保護主任者及び保護主任者代行者を指定し、被保護者の処遇、分庁舎又は交番で保護の取扱いを行う必要がある場合における保護取扱いの範囲及び基準その他必要な事項を定めておくなど、適切な保護が行われるよう努めなければならないこと。（第3条）

## 2 保護（第2章）

### (1) 保護の着手（第6条）

「とりあえず必要な措置」とは、通常、地域警察官によつて行われる場合が多いと思われるが、例えば、とりあえず交番に運び、あるいは止血手当等の応急措置をなすほか、現場の関係者からその事情あるいは家族等の住居その他必要な事項について聴取するなどの現場における措置及びこれに関連して行う必要な措置をいい、保護した者については、速やかに保護の理由、その他必要な事項等をすべて保護主任者に報告し、その指揮を受けて処理するものであること。

- (2) 警部又は警部補を長とする交番で、保護した場合は、その交番の保護主任者は、速

やかに警察署の保護を主管する係にその状況を連絡しなければならないこと。この場合において、連絡を受けた係は、その状況をよく把握し、その被保護者の引き渡し、引き継ぎ等について必要な処理に努めること。

(3) 保護の場所（第7条）

ア 第7条第1項各号に掲げる場所以外の場所において保護することが適切であると認められるときは、その施設の管理者の同意を得て、その場所において保護することができること。

イ 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「法」という。）第3条第1項第2号の「迷い子、病人、負傷者等」とは自救能力の乏しい者のうち主なものが例示されているのであつて、「等」のうちには、歩行の困難な妊産婦、飢餓のため生命の危険にさらされている者、捨て子といった者も当然含まれると解されるが、行方不明者、浮浪者が全部含まれるか否かは問題があり、個々の場合本人の自救能力があるかどうかによつて応急の救護を要するか否かを判断するほかはないこと。しかし、法の規定に基づく保護の対象とならない場合でもそれが18歳未満の場合はぐ犯少年としての措置を必要とする場合もあるから留意すること。

ウ 必要により被保護者に対する診察、治療を求めるため、特定の医師を囑託としておく必要があること。

(4) 住所等の確認措置（第8条）

ア 住所等の確認措置は特に必要がある場合のほか、第11条による危険物等の保管の際に行うよう配慮すること。

イ 「所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置を執る」とは、所持するかばん、衣服のネーム、衣服のポケットの名刺、定期券等について住所等を認知することであり、これらの措置は、法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、本人が住所等を申し立てる意思のない場合はもちろん、これらの措置を拒む場合においては、執ることができないものであること。

なお、被保護者が女子であるときは、立会人も成年の女子とすることを配慮すること。

(5) 事故の防止（第9条—第12条）

ア 「行動を抑止するための手段」とは、保護の着手、同行等の場合に、本人の暴行を制圧するために、通常、被保護者の腕、肩等を押える等の手段をいうのであるが、場合によつては、捕じようあるいは手錠などを使うこともやむを得ない場合もある

う。これらの手段は危害を防止して、適切にその者を保護するためにやむを得ず行なわれるものであるが、直接身体に対して行なう行為を制限することであり、特に手錠等は被疑者に使用されるものであるという一般の観念もあるので、その使用は真にやむを得ない場合に限るのはもちろんのこと、使用にあたっては、被保護者が負傷等をする事のないよう配慮するとともに、なるべく衆目に触れないよう配慮しなければならないこと。（第10条）

イ 危険物の保管にあたっては、一般的には相手方を説得して、できるだけ任意に提出させるものとし、正常の判断能力を欠いている等やむを得ないと認められるときは被保護者について危険物を所持していないかどうかを確かめ、所持しているときは保管することができること。この場合においても衣服の上からさわるなどの方法によつて確かめるようにし、身体検査にわたることのないようにするとともに、保管する物の範囲も事故防止上やむを得ないと認められる危険物に限ることに配慮しなければならない。（第11条第1項）

ウ 「紛失し、または破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品」というのは、たとえば、ポケットに無造作に突込んだままの状態にある現金等、容易に紛失または破損しそうな状態で所持している貴重品をいうのであつて、これらを保管する場合の「同項の規定に準じて」とは、法第3条第1項第2号に掲げる被保護者については、その承諾を得て行なうことをいい、これらはいずれも危険物の保管の際同時に行なうものであること。（第11条第2項）

なお、立会人については、前記2(4)イにおけると同様の配慮をすること。

エ 法第3条第1項第1号に掲げる被保護者であつて暴行、自殺等危害を及ぼす事態にあるような場合は、当然警察官が保護にあたっているから、その警察官の制圧に抗して保護室から離れるおそれがある場合あるいは被保護者が2人以上ある等危害防止上やむを得ない場合でない限り、かけがね等を使用することは避けること。

法第3条第1項第2号に掲げる被保護者については保護室にかけがね等を使用することは考えないものであること。

なお、かけがね等というのは、かけがね、とめがね、落しがね等軽易な操作によつて使用できるものをいうのであつて、なんきん錠等威圧感を与えたりかぎを使用しなければあけられないようなものを使用することは不適當であること。（第12条）

#### (6) 異常を発見した場合の措置（第13条）

ア 「発見してなお保護を要する状態にあるかどうかを確認する」というのは、逃亡

した者を手配して連れもどすのとは本質的に異なり、保護を要すると思われる状態のままその場所を離れたとき、その所在を発見して、その者の状態を確認することであり、その結果、酔いがさめていた等保護を要する状態がなくなっているときは、それ以上の措置を必要とせず、なお保護の要件を満たしている場合には、再び保護に着手するものであることに特に注意を要すること。

なお、この措置をとることを必要と認める時間的、場所的範囲等については、保護の場所を離れたときの状態等から個々に検討、判断されなければならないが、逃亡被疑者の手配と同視することのないよう配慮すること。

イ 前記により再度保護をした場合、その保護の場所または時間が前の保護の場所または時間に近接して行なつた場合を除き、後の保護に着手したときから、別の保護の時間が進行し、前の保護は、保護の場所を離れたときに解かれたものと考えて処理すること。

### 3 保護室（第3章）

「やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合」とは、既に保護している者と同室させることが不相当と認められる者を保護する場合等又は迷い子、行方不明者等で保護室の雰囲気になじまない者を保護する場合等をいうのであつて、これらの場合には、少年補導室、当直室、休憩室等において保護するようにすること。（第20条）

### 4 保護カードの作成等（第5章）

(1) 第27条第2項の規定による児童相談所等への通告は、第14条第1項第2号の規定による保護者がいない場合における通告とは異なり、保護者に監護させることが不相当である場合に行なうものであること。（第27条第2項）

(2) 被保護者と被疑者の取り扱いを明瞭に区別し、保護に名をかりて犯罪の捜査をすることのないよう被保護者が犯罪者等であることが判明するにいたつた場合にも、保護を要する状態にあると認められる間は証拠の保全上やむを得ない場合のほか、被保護者について取調等をしてはならないものであること。このことは、第27条第1項の規定による非行少年等であることが明らかとなつた場合についても同じであること。

（第28条）

(3) 第29条第1項第1号に規定する児童又は同項第2号に規定する同行状により同行した少年については、少年補導室、当直室、休憩室等の適切な場所において収容するように配慮すること。

- (4) 第29条第1項第3号から第8号までに掲げる場合は、同行状、収容状等の執行中にある者を一時保護室に収容するものであるから、逃亡しないよう掛けがね等を使用することも差し支えない。
- (5) 第29条第1項の規定により収容している者が逃亡したときは、当然これを搜索しなければならない。

#### 第4 その他

保護に要した食費等で法によるものは、被保護者または引き取り人等で弁済能力のあるものから弁済させ、他は被留置者同様に扱うこと。ただし、公の機関に引き継いだ者については、その機関と協議の上適切に措置すること。児童福祉法に基づく一時保護の費用は、同法第50条の規定により都道府県の支弁とされており、警察において受託保護した所要費は児童相談所に連絡措置すること。